

中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業実施要綱

(制定) 令和3年4月2日付2環地地第520号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が行う中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、換気の確保並びにエネルギー消費量及びCO₂排出量の増加抑制を両立させるため、都内で中小規模事業所を所有し、又は使用する中小企業者等に対し、高効率な換気設備と空調設備（以下「省エネ型換気・空調設備」という。）の導入に要する費用の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）
- 2 規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）
- 3 中小規模事業所 前年度の原油換算エネルギー使用量（規則第4条第1項の原油換算エネルギー使用量をいう。）が1,500k_l未満の事業所（条例第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等を除く。）
- 4 リース契約 省エネ設備（エネルギーの使用の合理化（以下「省エネ化」という。）に係る性能が高い設備をいう。以下同じ。）の所有者である貸主が、当該省エネ設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該省エネ設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該省エネ設備の使用料を貸主に支払う契約
- 5 割賦販売契約 省エネ設備の所有者である売主が、当該省エネ設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の賦払の方法により分割して当該省エネ設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで当該省エネ設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該省エネ設備を販売する契約
- 6 リース等事業者 リース契約又は割賦販売契約に基づき、省エネ設備の貸付け又は販売を行う者
- 7 省エネ診断 省エネ化に係る具体的項目に応じて、空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼動状況及びエネルギー使用量について調査及び分析を行い、これらの結果に基づき、更なる省エネ化を図るた

めに、省エネ設備の効率的な運用等に関する提案を行うこと。

- 8 ESCO事業者 省エネ診断を受ける者との間で、当該省エネ診断に基づく省エネ設備の導入等により一定値以上の二酸化炭素排出量の削減効果に換算される省エネ効果の達成を保証する契約を締結する事業者

第4 本事業の内容

1 省エネ型換気・空調設備の導入に係る経費の助成

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、(2)の助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）を実施するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 都内に中小規模事業所を所有し、又は使用するものであって、次のいずれかに該当するもの

a 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協働組合をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの

(a) 一の大企業（中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。

(b) 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。

(c) 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

b 個人事業主

c 学校法人

d 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

e 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

f 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

g aからfまでに準ずる者として都が適当と認めるもの

- (イ) (ア)に掲げる者と共同で(2)の助成対象事業を実施するリース等事業者又はESCO事業者（(ア)に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）
 - イ 当該省エネ型換気・空調設備の導入に係る経費について、国その他の団体（区市町村を除く。）から補助金等の交付を受けていないもの
 - ウ 次の各号のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - (エ) 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの
- (2) 助成対象事業の要件
- 助成対象事業は、次の全ての要件を満たすものとする。ただし、空調設備の更新を行わない場合はエを除く。
- ア 助成対象事業者が、都内で所有し、又は使用する中小規模事業所において、省エネ型換気・空調設備を導入すること。
 - イ 省エネ型換気・空調設備を導入する事業所について、条例第8条の23第1項又は第2項の規定による地球温暖化対策報告書を提出すること。
 - ウ 換気設備の導入により、事業所における必要換気量が確保されること。
 - エ 空調設備の導入により、省エネ化が見込まれること。
- (3) 助成対象設備
- 助成対象設備は、省エネ型換気・空調設備であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- ア 次の助成対象設備の種別ごとに各号に掲げる要件を満たすものであること。
 - (ア) 換気設備
導入する事業所において必要換気量を確保することができるものであって、別に定める要件を満たすものであること。
 - (イ) 空調設備
既存の空調設備よりも、省エネ化が見込まれるものであって、別に定める要件を満たすものであること。
 - イ 未使用品であること。
- (4) 助成対象経費
- 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。
- ア 設計費 助成対象設備の導入等の設計に必要な経費
 - イ 設備費 助成対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費

ウ 工事費 助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費
エ 処分費 既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費

(5) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1とし、上限額は1千万円とする。

2 助成金交付事業者による報告等

(1) 事業者による報告等

助成金の交付を受けた事業者（以下「助成金交付事業者」という。）は、助成対象事業に係る事業所について、条例第8条の23第1項又は第2項の規定による地球温暖化対策報告書の提出を行うとともに、本事業の実施による省エネ化の効果等についての分析及び検証を行うに際し、必要な情報を都へ報告するなどの協力を行うものとする。

(2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成金交付事業者に対し、本事業の実施に関する指導及び助言を行うことができる。

3 助成事業の公表

都は、ホームページ等で、助成金の交付が決定された事業に係る申請者名、事業所名称、事業所所在地等を公表するものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、次に掲げる事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。
 - (1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、令和3年度に行う。
- 2 第4 1による助成金の交付は、令和3年度から令和4年度まで行う。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年4月2日付2環地地第520号）

この要綱は、令和3年4月2日から施行する。